

令和 8 年度井笠圏域振興協議会結婚推進事業企画立案及び運営業務 仕様書

1 業務名

井笠圏域振興協議会結婚推進事業企画立案及び運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

3 業務の目的

井笠圏域の 3 市 2 町（笠岡市，井原市，浅口市，里庄町，矢掛町）において，結婚を希望する独身者を対象に，安心して参加できる出会いと交流の機会を創出するとともに，実生活で役立つスキルや結婚への意識向上に繋がる学びを提供することを目的とする。

併せて，出会いの機会の提供にとどまらず，出会い後も結婚に向けた継続的な行動ができるよう，必要に応じた支援を行うことで，井笠圏域における婚姻数の増加及び結婚を契機とした定住人口の増加を図り，将来的な少子化対策にも資する持続的な結婚推進を目指す。

4 業務内容

以下は本業務の項目ごとに最低限必要な要件を定めるものであり，具体的な事業の内容及び詳細は，井笠圏域振興協議会（以下，「協議会」という。）と協議の上決定し，実施するものとする。

（1）結婚推進事業イベント事業の企画，事前準備

①企画立案

参加者同士が十分に交流でき，出会いの機会の創出及び今後の交際への発展につながるプログラムを企画・運営すること。

併せて，井笠圏域の地域資源や季節感を活かした要素を取り入れ，参加者同士が協力して取り組む体験型プログラム等を企画することにより，参加者が充実した時間を過ごし，交際へと発展することが期待できるテーマ及び内容にすること。

また，イベント終了後においては，カップル成立者及び希望者に対して必要なサポートを提供し，結婚に向けた継続的な行動を後押しできるようにすること。

②実施時期と開催回数

12 月までの土曜日・日曜日・祝日のうち 1 回の開催。

③募集対象

男女ともに結婚を希望する 35 歳までの独身者とする。

なお，経過調査への回答等を参加要件とすること。

④募集人数

男女各 20 人以上で、男女は同数であること。

⑤イベント会場

井笠圏域で開催すること。

⑥イベント参加者への支援

イベントの事前に、参加者に対して婚活に役立つアドバイスや情報提供を行うなど、安心して婚活イベントに参加できるサポートを実施すること。

⑦アンケートの実施

イベント終了後、参加者にアンケートを実施し、その結果を事業報告時に提出すること。なお、アンケート内容については、事前に協議会の確認を得ること。

⑧フォローアップ

イベント終了後、カップル成立者に対して、結婚へ向けて交際を発展させる支援を行うこと。また、交際状況等の進展を把握するために、イベント終了の 2 週間後・1 カ月後、以降は 1 カ月ごとを目途に経過調査を行い、各調査後には、その結果を協議会へ報告すること。最終的に、年間の事業報告書に進捗状況を明記し、提出すること。なお、経過調査の結果等について、委託期間終了後においても協議会からの問合せに応じること。

また、当日カップルにならなかった参加者には婚活相談・カウンセリング等のスキルアップや結婚に向けた継続的な行動ができるような支援を受託者で設定すること。なお、経費についても見積に含めること。

また、カップル成立者が、成婚に至った場合には、協議会への報告を促すこと。

(2) 結婚推進事業セミナーの企画、事前準備

①企画立案

漠然と結婚を考えている若者や異性との出会いを希望しているが行動を起こせていない人等の参加を促し、コミュニケーション力やマナー、身だしなみなど、実生活で役立つスキルを高めるようなプログラムを企画・運営すること。

②実施時期及び開催回数

1 回（開催日は、イベント開催時期と重複しないようにすること。）

③実施形態

参加対象者や実施内容によって、性別や年齢別に分けて実施することも可能とする。

④募集対象

男女ともに結婚を希望する 35 歳までの独身者とする。

⑤セミナー会場

井笠圏域で開催すること。

(3) 募集告知、広報、申込受付

①広報活動

チラシの作成・配布，インターネット・SNS，自治体広報等を活用し，参加定員の集客に必要な広報を行うこと。告知方法や広報スケジュール，使用媒体等の具体的な計画は，提案内容に含めること。

②申込受付・参加意思確認

参加予定者の申込受付を適切に管理し，ウェブ，電話，メール等の手段で参加意思を事前に確認することにより，当日キャンセルの防止に努めること。個人情報の取り扱いについては，適切な管理を行うこと。

(4) 事業報告書の提出

事業報告書には，セミナー・イベントごとに以下の事項を記載すること。

- ・イベント及びセミナー名称
- ・開催内容
- ・開催日及び実施会場
- ・申込人数
- ・参加人数及び参加者詳細
- ・状況報告（イベント進行記録，参加者の反応，カップリング成立数等）
- ・フォローアップ状況の詳細（個別カウンセリングや経過調査の回数・期間・結果概要等）
- ・広報活動の内容および効果（チラシ配布数，SNS 投稿の閲覧数，申込状況等）
- ・データ整理，分析方法（参加者属性やアンケート結果の集計・分析方法の概要）
- ・課題および改善策（次回に向けた改善点や運営上の課題等）
- ・特記事項（状況写真，アンケート集計結果，広報物，経過調査や個別サポートに関する資料等を添付すること。作成した報告書は，任意様式で令和9年3月31日までに提出すること。）

(5) その他留意事項

- ①事業実施にあたり，必要となる各種資料の作成，スタッフの確保，会場の予約，設営及び撤去，運営に必要な備品等の調達，管理等については，受託者の責任において行うものとする。
- ②業務の遂行に当たっては，責任者を明確にし，体制を整えて臨むこと。複数の連絡体制や代理担当者も設定すること。
- ③参加料を徴収する場合，実費程度の参加しやすい料金設定となるよう配慮すること。必要に応じて，感染症対策等で発生する追加費用も考慮すること。
- ④次に掲げる費用については，委託料の算定根拠としないこと。
 - ・受託者による会合等の飲食費
 - ・個人に金銭給付を行う又は個人の負担を直接的に軽減する事業の費用
 - ・備品又は高額な消耗品の購入等の経費

- ・イベントにおける会食等の飲食代等（参加者の個人負担とすること。）
- ・その他、本事業と直接関係のない人件費等の費用
- ⑤受託者が行っている他の事業と明確に区分して経理処理を行うこと。
- ⑥実施にあたっては、参加者のプライバシーに十分に配慮すること。個人情報の取り扱いやアンケート結果の匿名性の確保、写真撮影時の同意取得も徹底すること。
- ⑦業務を実施するにあたり、協議会との緊密な連携を図ること。定期的な進捗報告や緊急連絡体制を整備するとともに、必要に応じて、オンライン会議やメール等を活用した協議も行うこと。
- ⑧事業実施にあたっては、協議会が行う事業であることがわかるようにすること。
（広報物やチラシ、ウェブ掲載等で明確に表記すること）
- ⑨感染症や自然災害等の緊急事態に備えた対応計画を事前に策定し、参加者・スタッフに周知すること。

5 業務委託者

井笠圏域振興協議会

6 委託の条件

- ①受託者は、委託事業の全部を第三者に再委託してはならない。
- ②受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。
- ③受託者は、委託事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏洩又は本契約の目的以外の使用をしてはならない。本契約終了後も、同様とする。
- ④受託者は、本事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- ⑤笠岡市契約規則第 28 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第 3 項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を減免する。
- ⑥契約手続に係る費用は、受託者が負担することとする。

7 著作権等

- ①事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として全て協議会に帰属するものとする。
- ②企画提案書の著作権は作成した者に帰属するものとするが、事前に通知することにより委託者が無償で企画提案書を使用できるものとする。
- ③著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関してなんらかのトラブルが生じた場

合，受託者の責任において処理するものとする。

8 その他

受託者は，当該委託業務の遂行方法等について不明な点が生じたときは，その都度協議会と協議を行い，業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。